

つくば市オープンデータの推進に関する運用方針

平成 30 年 10 月 19 日

本方針は、国が策定した「世界最先端 I T 国家創造宣言」、「電子行政オープンデータ戦略」、「官民データ活用推進基本法」等を踏まえ、つくば市（以下「本市」という。）が保有するデータをオープンデータとして公開し、データの活用を推進していくための基本的な考え方及び取組の方向性を示すものである。

1 オープンデータ推進の目的

(1) 行政の透明性及び信頼性の向上

本市の保有するデータをオープンデータとして公開することにより、市民等が関心のあるデータを容易に入手できるようになり、行政の透明性及び信頼性の向上が図られる。

(2) データの共有及び官民協働による地域課題の解決

本市の保有するデータを市民、企業、研究機関等と共有することにより、官民協働で地域の課題を解決するための礎を創る。

(3) 地域経済の活性化

データを二次利用しやすい機械判読可能な形で提供することにより、編集、加工、分析等の各段階を通じ、様々な新ビジネスの創出や企業活動の効率化等が期待され、地域経済の活性化に寄与する。

(4) 行政における業務の高度化・効率化

庁内で参照可能なデータについて、部局横断的に有効活用することにより、業務効率化、住民サービスの向上や、新たなサービスの創出が図られる。

2 オープンデータの対象となる分野と範囲

(1) 重点分野

以下に掲げる分野については、積極的にオープンデータとして公開を検討する。

- ア 国が重点分野としている統計情報、防災・減災情報、地理空間情報、人の移動に関する情報、予算・決算・調達情報
- イ 市民等からの情報公開請求や問合せが多い情報

(2) 公開対象範囲

原則として本市が保有し、公開することを目的とするデータは積極的に公開する。ただし、以下のデータは除く。

- ア つくば市情報公開条例で定める不開示情報が含まれているデータ
- イ 二次利用が制限されているデータ
- ウ その他、公開に適さないデータ

3 オープンデータ推進のための基本原則





(1) 機械判読に適したデータ形式での公開

特定のアプリケーションに依存しないデータ形式（CSV等）で公開する。ただし、機械判読が難しいデータ形式であっても公開可能である場合は公開し、順次、機械判読が容易なデータ形式に変換する。

(2) 二次利用が可能な利用ルール

本市の保有するデータをオープンデータとして公開する場合、クリエイティブ・コモンズ・ライセンス^{*1}の表示により二次利用の際のルールを示すものとする。なお、データに付与するライセンスは原則として自由度の高い「CC-BY^{*2}」を選択するものとし、CC-BY以外のライセンスを適用する場合はその理由を明示する。

クリエイティブ・コモンズ・ライセンスの主な種類と表示

		利用条件		
		原作者のクレジット（氏名、作品タイトルなど）の表示	営利目的での二次利用	改変
CC-BY		必要	可能	可能
CC-BY-NC		必要	不可	可能
CC-BY-ND		必要	可能	不可
CC-BY-NC-ND		必要	不可	不可

【出展：クリエイティブ・コモンズ・ジャパンHP (<https://creativecommons.jp/licenses/>) を基に作成】

(3) 二次利用による損害の免責

公開したデータの二次利用により第三者が損害を被った場合、本市はその責めを一切負わない旨を記載した利用規約を掲示する。

(4) 第三者が著作権等の権利を有する情報を含むデータの取り扱い

本市が保有するデータには、外部委託した業務の成果物や市民、企業等から提供されたデータもあるため、第三者が著作権その他の権利を有しているデータについては、当該データの二次利用を認めることができるよう、当該第三者との間で可能な限り合意を得るよう、事前に調整を行うものとする。

4 オープンデータ推進のための体制及び運用方法

オープンデータは全庁的な体制によって推進する。

本方針やオープンデータ作成基準の作成等については、情報政策課が行う。

(1) できるものから着手

取組可能なデータから速やかに着手して実績を蓄積し、継続的に対象の拡大に努める。

(2) 所管課によるデータ管理

データの作成・公開・更新・削除はデータの所管課が行うこととし、変更や修正があった場合は可能な限り速やかに更新を行う。なお、データについて著作権の権利関係及び非公開情報の有無については、各所管課で確認を行う。

(3) 要望への速やかな対応

市民等からデータの新規利用や使い勝手の改善の要望等が寄せられた場合は、対象データの所管課において、本方針に基づき速やかに対応を検討し、可能な限りオープンデータとして公開する。

(4) 補足情報の提供

オープンデータの公開に当たっては、当該データの所管課名や更新日等の補足情報を可能な限り提供する。

5 利活用促進のための取組

市民、企業、研究機関等から、まだオープンデータとして公開していないデータについて公開を求められたときには、当該データを所管する課において、当該データの保有の有無及び提供可能かを判断し、対応を決定する。

6 本方針の改訂

本方針の内容は、今後の国における検討及び技術の進展などを踏まえ、随

時改訂していくものとする。

- ※1 国際的非営利組織であるクリエイティブ・コモンズが提供する、著作物の配布を許可するためのライセンスの一つ。作品を公開する作者が「この条件を守れば私の作品を自由に使って構いません。」という意思表示をするためのツールのこと。
- ※2 原作者の氏名、作品タイトルなどを表示することを主な条件とし、改変はもちろん、営利目的での二次利用も許可される最も自由度の高いクリエイティブ・コモンズ・ライセンスのこと。